

(総論)

問1 青年等就農計画制度のねらいは何ですか。

(答)

我が国の基幹的農業従事者は65歳以上が約6割を占める一方、40代以下が1割と
いう著しくバランスを欠いた状況です。攻めの農業を展開して、将来にわたって我
が国農業が発展していくためには、担い手となりえる青年層の新規就農者の確保・
定着の推進が急務となっています。

これを受け、平成24年度から従前にない新規就農施策として、就農前後の所得を
確保する「青年就農給付金」を措置し、一定の成果が得られているところでは、
一方、就農初期に必要な無利子の融資制度である就農支援資金については、地域
によって貸付けが低調となるなど、期待される政策効果が発揮できていない状態に
ありました。また、新規就農者の定着を促進するに当たっては、地域において農業
経営の発展段階までのシームレスかつきめ細やかな支援体制が求められていること
です。

このため、新規就農者の確保・定着が確実に図られるよう、農業経営基盤強化促
進法に青年等就農計画制度を創設し、計画の認定主体を市町村とすることにより、
定着後の農業経営改善計画制度(認定農業者制度)と一貫した担い手の育成を図る
とともに、就農当初に必要な営農資金の融資や農地の手当てなどの支援を講じ
ようとするものです。

この見直しにより、市町村においては、地域の実情に応じて、人・農地プランの
策定や農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付(旧青年就農給付金(経営開
始型)の給付)、農地集積業務と一体的に新規就農施策を展開することが可能とな
りました。

問2 青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けることができる者はどのよ
うな者ですか。

(答)

青年等就農計画の認定を受けることができる者は、その市町村の区域内において
新たに農業経営を営もうとする青年等であって、次に該当する者です。また、市町
村の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行
い、認定を受けることができます。

- ① 青年(原則18歳以上45歳未満)
- ② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識・技能を
有する者(65歳未満)
- ③ ①又は②の者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過
半数を占める法人

なお、農業経営を開始してから5年間を経過していない①～③に該当する者も認
定を受けることができますが、認定農業者は認定を受けることができません。

市町村は、申請された青年等就農計画が、①その計画が市町村の基本構想に照ら
して適切であること、②その計画が達成される見込みが確実であること等を審査し
て認定を行います。

問3 認定就農者と認定新規就農者はどのように違いますか。

(答)

「認定就農者」も「認定新規就農者」も、農業経営基盤強化促進法に基づき、市
町村から青年等就農計画の認定を受けた者をいいます。「認定就農者」は同法第14
条の5に規定されており、「認定新規就農者」は農業経営基盤強化促進法の基本要
綱(平成24年5月31日付付24経営第564号農林水産省経営局長通知)第1に規定さ
れています。

なお、基本要綱等で一般的に「認定新規就農者」という言葉が用いられている理
由は、制度創設時に既に「認定就農者」という言葉が青年等の就農促進のための資
金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号。現在は廃止されている。)に
基づき存在しており、これらを分かりやすく区別する必要があったためです。

問4 市町村が基本構想を策定するに当たり、青年等が目指すべき農業経営の目
標の設定の考え方はどのようなものですか。

(答)

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の作成に当
たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村にお
いて農業経営で生計が成り立つ水準とし、新たに農業経営を営もうとする青年等
にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

問5 就農予定の市町村が基本構想を策定していない場合、青年等就農計画の認
定は受けられないのですか。

(答)

認定新規就農者となるためには、市町村が定める基本構想に照らして適切な青年
等就農計画を作成し、認定を受ける必要があります。このためには、就農予定の市
町村が「青年等が目標とすべき農業経営の指標」を含んだ基本構想を策定している
必要があります。

問6 認定新規就農者に対しては、どのような支援措置がありますか。

(答)

青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村がその基本構想に
照らして認定するものであり、将来の地域農業の中核となる担い手を育てることを
目的としています。

このため、市町村により青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者は、①青年等就農資金（無利子融資）、②農業次世代人材投資資金（経営開始型）（旧青年等就農給付金（経営開始型））、③経営所得安定対策、④農用地利用集積などの支援を受けることができます。

問7 青年等就農計画の有効期間は何年間ですか。

(答)

青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定をした日から起算して5年となります。ただし、既に農業経営を開始した青年等にあっては、「認定をした日」から、「農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日（つまり5年を経過する日の翌日）」までとなります。

なお、計画を変更した場合でも、計画変更前の有効期間となります。

(青年等就農計画関係)

問8 新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画の認定申請をどのようなに行えばよいでしょうか。

(答)

青年等就農計画の認定を受けようとする青年等は、告示に示した様式に従って、就農を予定している県内の普及指導センター、市町村、農業大学校、青年農業者等育成センターといった指導機関や指導農業者等より助言・指導を受けつつ、青年等就農計画を作成することになります。

作成した青年等就農計画の提出先については、就農予定地の市町村に直接提出することになります。

問9 農業経営2年目以降に青年等就農計画の申請を行う場合、経営開始初年度の計画から記載するのですか。

また、目標年次は経営開始5年目とすれば良いですか。

(答)

農業経営2年目以降に青年等就農計画の申請を行う場合、現状欄は計画策定時点の前年の状況を記載し、目標年次は経営開始後概ね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載願います。

問10 青年等就農計画の提出先は、就農地、居住地のどちらの市町村でもよいのでしょうか。

(答)

青年等就農計画の提出先は就農地になります。

問11 45歳以上の中高年の計画認定要件に「商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者」とありますが、「経営管理」の考え方はどのようなものですか。例えば、経理担当者や営業、製造部門の部署の責任者・従事者は含まれますか。

(答)

農業経営基盤強化促進法施行規則第1条の2の各号に基づいて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有するかについて、申請者の経歴等を踏まえて弾力的に判断願います。

問12 45歳以上の中高年の計画認定要件に「農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者」とありますが、「農業に関連する事業」の考え方はどのようなものですか。例えば、直接農業生産に携わらない食品製造事業者や流通事業者、農業機械事業者、農業資材製造事業者、食品（農産）分析関連事業者は含まれますか。

(答)

農業経営基盤強化促進法施行規則第1条の2の各号に基づいて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有するかについて、申請者の経歴等を踏まえて弾力的に判断願います。

問13 「新たに農業経営を営もうとする青年等」には、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に「過去に農業従事の経験があるが、現在は農業以外の職業に従事している者であって、新たに農業経営を営もうとする青年等も含まれる」とありますが、

- ① 過去の農業従事の経験には、農業経営を含みますか。
- ② 農業以外の職業に従事して間もない（1～2年間）者でも対象となりますか。
- ③ 過去に就農したとき、旧就農計画の認定を受けていた者も対象となりますか。
- ④ 過去に農業経営をしていたとき、青年等就農計画の認定を受けていた者も対象となりますか。

(答)

- ① 過去に農業経営の経験があるが、現在は農業以外の職業に従事している者を含みます。新たに農業経営を開始する青年等である場合は青年等就農計画の対象となります。
- ② 農業以外の職業等への従事期間は、概ね1年間以上（半年程度では冬期間の出稼ぎ等と区別できない。）とすることが妥当であると考えられます。
- ③ 過去に旧就農計画の認定を受けていた者でも、青年等であるため、農業経営を開始してから5年を経過しない者は、青年等就農計画の対象になります。
- ④ 過去に青年等就農計画の認定を受けていた者でも、青年等であって、農業経

植物工場をはじめる場合であっても、青年等就農計画の申請は可能です。このように市町村の基本構想に定められた農業経営の規模、生産方式等の指標を参考とすることが難しい場合であっても、その農業者の意欲・能力等からみれば、経営発展に向けた取組を継続し、青年等就農計画の達成される見込みが確実と判断される場合は、市町村は弾力的な運用をもって計画の認定をすることができます。

問24 個人での経営から法人経営に法人成りした場合は、新たに農業経営を営もうとする法人として、青年等就農計画の認定の対象となりますか。

(答)

個人で農業経営をしている者が、一戸一法人となった場合、個人経営から法人経営へと経営が継続するため、個人で農業経営を開始した時点を経営開始時期に記載する農業経営開始時期と判断します。
このため、個人で農業経営を開始してから5年を経過していない者が一戸一法人となる場合は、その他の青年等就農計画の要件を満たしていれば認定の対象となります。

問25 個人の認定新規就農者が、計画有効期間中に一戸一法人になる場合、個人の計画を「変更」するのか、それとも法人の計画を「新たに作成」することになりますか。

(答)

法人格として新たに計画を作成・申請することになります。ただし、農業経営開始時期の判断は、問24のとおり、個人の経営開始日になります。

問26 農業以外の業を営む法人が、分社化せずに自社で新たに農業経営を開始する場合について、青年等就農計画の認定の対象となりますか。

(答)

農業経営開始から5年を経過していない場合であり、且つ青年等就農計画の要件を満たすものであれば、青年等就農計画を作成し、市町村から計画の認定を受けることが可能です。

ただし、「法人が営む農業に従事すると認められる者(※)が、役員の上半数を占めること」の要件に関して、特に留意する必要があります。

例えば、食品加工業や酒造業など、自社で生産する農産物等を自社で加工・販売するよるような農業関連事業を営む業種の場合、農業経営開始時には、役員の上半数として加工・販売等の農業関連事業に従事すると判断されることから、要件に合致するものと考えられます。

一方、建設業など、自社で生産する農産物等と特に関連のない事業を営む業種の場合、農業経営開始時には、役員の上半数が主として農業関連以外の事業に従事すると判断されることから、要件に合致することは困難と考えられます。

(※) 農作業以外にも経営管理や加工・販売等の農業関連事業に従事する者を含みます。

問20 他産業と兼業で農業経営を開始しようとする者も、本制度の対象となりますか。

(答)

青年等就農計画の対象者については、将来の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となることが見込まれる者であり、就農時あるいはその後においても、農業に専ら従事し、これにより必要な所得を概ね確保しようとする者を対象とすべきものであることから、農業以外の職業に恒常的に従事し、片手間に農業に従事するような者は対象にならないと考えられます。

しかしながら、農業に専ら従事しつつ農閑期等を活用して他産業に従事し所得を得ることが必要不可欠な場合も、青年等就農計画の認定に当たっては、専業、兼業の別でのみ区分することは適当ではなく、年間農業従事日数(150日以上)であることが望ましい。)を勘案して判断することが望ましいと考えます。

問21 青年等就農計画は特定作業受託のみの農業経営であっても申請できますか。

(答)

主な基幹作業を受託する場合であっても、申請者が当該作業受託を行う農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するときは、特定作業受託に係る面積を「農業経営の規模」として位置づけて青年等就農計画の申請を行うことが可能です。

なお、計画申請に当たっては、青年等就農計画認定申請書の備考5のとおり、当該申請者が行う農業受託が特定作業受託に該当することを証明する書類の添付が必要となります。

問22 法人の役員の上半数が青年等であることが要件となつていますが、この青年等の役員についても農業経営開始から5年以内の新規就農者である必要がありますか。

(答)

青年等就農計画の対象となる法人については、

- ① 当該法人が農業経営開始から5年以内であること
 - ② 当該法人の役員の上半数が青年等であつて法人が営む農業に従事すると認められること
- が要件となります。その役員の農業経験年数までは問いません。

問23 ビルの一室を借りて植物工場をはじめる場合、青年等就農計画は申請できますか。

(答)

問27 青年等就農計画について、「法人として認定」を受け、その計画の有効期間内(営農開始から5年以内)に「役員増減・変更」がある場合は、計画変更の対象となりますか。

(答)

法人として青年等就農計画を申請して認定を受けるためには、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める青年等であつて当該法人が営む農業に従事すると認められる者が役員を過半数を占める必要があります。

このため、青年等就農計画認定申請書において、役員構成を記載する必要があるが、青年等就農計画の認定基準の一つであることから、役員増減や変更の場合は計画変更が必要となります。

なお、農業経営基盤強化促進法第5条第7(1)③に基づき、役員要件を満たさなくなった法人は、青年等就農計画の取消事由に該当することとなります。

問28 新たに農業経営を営もうとする法人における青年等の年齢はどのような判断しますか。また、法人の役員に変更があつた場合は、年齢はどのように判断しますか。

(答)

法人登記日における役員年齢で判断します。ただし、法人登記日と実際に農業経営を開始する日が大きく異なる場合には、実際に農業を開始することとなつた日の役員年齢で判断します。(農業経営の開始の時点については、問48を参照。)

また、法人の役員に変更があつた場合、従前の役員年齢は、青年等就農計画の変更申請前の法人登記日における役員年齢で判断し、役員変更によつて新たに着任した役員年齢は、法人の役員の変更登記日における役員年齢で判断します。

問29 青年等就農計画の認定を受けた法人が、役員病気が等やむを得ない理由により一時的に役員を降した場合は、計画変更が必要となりますか。また、これにより一時的に認定要件を満たさなくなった場合の取り扱いはどうになりますか。

(答)

やむを得ない理由により一時的に役員を降する場合でも、役員増減・変更がある場合は青年等就農計画の変更が必要と考えます。ただし、短期間の内に復帰できる見込みがある場合は、青年等就農計画の変更は必要ないと考えます。

問30 青年等就農計画の認定の取り消しを受けた法人が、それ以降に役員の増加により就農計画の認定要件を満たした場合は、計画について再申請を行うことができますか。

(答)

青年等就農計画の認定を取り消された法人が、最初に農業経営を開始してから5年以内に認定要件を再度満たすこととなつた場合、当該法人は市町村に対し、再度、青年等就農計画を申請することができます。

ただし、市町村は、青年等就農計画の再認定に当たり、過去に認定を取り消された理由等も含め慎重に審査する必要があります。

問31 日本国籍を有しない者(外国人)は、青年等就農計画の対象になり得るのですか。

(答)

他の法律で除外されない限り、我が国で農業経営を開始することができるときなら、外国人であつても青年等就農計画の対象になり得るものと考えられます。

問32 就農予定地が、生産緑地等の市街化区域の場合にも青年等就農計画の認定は受けられますか。

(答)

市街化区域については、生産緑地を除き現実的には10年程度以内に市街化されるべき地域にあるものが多いが、青年等就農計画制度が将来的かつ安定的な農業経営の担い手となることが期待される者の農業経営の開始を支援することを目的としていることを踏まえれば、就農予定地が市街化区域内にあることは本来望ましくありません。

しかしながら、仮に就農予定地が市街化区域であつても、農業経営開始後に近郊の農業振興地域内への移動等により、将来安定して農業を営むことが可能な場合もあり得るので、それぞれの事例ごとに判断することが適当と考えられます。

問33 青年等就農計画の認定から経営開始までの準備期間は何年まで認められますか。

(答)

準備期間について特段の定めはありませんが、青年等就農計画の有効期間が認定から5年以内であることを鑑みると、認定から経営開始までの準備期間は短いこと(1年以内)が望ましいと考えます。

問3 4 青年等就農計画の認定を受けた市町村以外の市町村で青年等が農業経営を開始する場合、再度青年等就農計画の認定を受ける必要はありますか。

(答) 複数市町村において認定を希望する場合は、それぞれの市町村に対して認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。

問3 5 青年等就農計画の提出先は、就農地の市町村とのことです。就農地が複数の市町村にまたがって存在している場合、該当する全ての市町村に提出して認定を受ける必要がありますか。

(答) 拠点となる就農地の市町村において青年等就農計画の認定を受ければ、複数市町村でそれぞれ認定を受ける必要はありません。
ただし、事前にその他の就農予定地の市町村にも相談することが望ましいです。
また、複数市町村において認定を希望する場合は、それぞれの市町村に対して認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。

問3 6 市町村は青年等就農計画の認定をどのような手続きで行うのでしょうか。

(答) 市町村は提出された個々の青年等就農計画の認定を行う場合には、認定新規就農者を実際にサポートする者が認定審査段階から携わることが望ましいことから、農業人材力強化総合支援事業実施要綱に定めるサポート体制又はこれに準じた関係者(以下「サポート体制等」といいます。)から意見を聴取し、客観的な立場から意見を求めることが適当です。
なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいです。

問3 7 人・農地プランに地域の中心となる担い手として位置付けられた青年等就農計画申請者は、既に検討会などで客観的な審査を受けていることから、当該申請者が同様の内容で青年等就農計画の認定申請を行う場合、サポート体制等の意見聴取を省略することが可能ですか。

(答) 人・農地プランで今後の地域の中心となる担い手(中心経営体)として認定されている場合は、サポート体制等の意見聴取を省略することが可能です。

問3 8 青年等就農計画は、研修を要件としていないが、市町村の認定要領等で、研修要件(1年以上研修を受けていること等)を課すことは可能ですか。

旧就農計画の場合、県の認定要領に「青年農業者にあっては研修計画が概ね1年以上、中高年齢者は原則6ヶ月以上継続して受けるもの」としていました。市町村でも、計画の審査の際に、計画の達成が可能かどうかの判断をする1つの材料として、研修要件を課したいと考えています。

(答) 市町村の認定要領等で研修要件を課すことは排除しませんが、青年等就農計画の審査に当たっては、その計画達成の見込みが確実であるか判断するため、農業経営開始前に(既に農業経営を開始した青年等については認定時に)一定水準の農業技術を習得しているか審査を行うことから、単に過去の研修経験を要件にすることは望ましくなく、研修経験がない者であっても、過去の実務経験等から計画の達成が確実であると判断できる者は認定可能と考えます。
このため、これまでの研修経験や実務経験等を踏まえて、その計画の達成の確実性を総合的に審査するようお願いいたします。

なお、市町村の認定要件等で研修要件を課すなど法令に直接規定されていない認定の独自基準を設定する場合は、就農希望者が予め当該独自基準を知ったうえで、就農準備ができようにする観点から、当該独自基準をHP等に公表していただくようお願いいたします。

問3 9 実務経験、研修経験はなく、農業次世代人材投資資金(経営開始型)(旧青年就農給付金(経営開始型))や青年等就農資金を借りて、その後は普及指導センターの指導の下に農業経営を開始したいが、そのような計画でも認定されませんか。

(答) 青年等就農計画の審査に当たっては、その計画達成の見込みが確実であるか判断するため、農業経営開始前に(既に農業経営を開始した青年等については認定時に)一定水準の農業技術を習得しているか審査を行うことから、研修経験・実務経験・知識等が全くない状態で直ちに農業経営を開始しようとする者については、原則として認定することは望ましくないと考えます。

問4 0 青年等就農計画の青年については、地域に担い手がない等やむを得ない事情があると市町村長が認める場合には50歳未満まで認められますが、市町村長が当該市町村の青年の年齢要件を50歳未満と予め決めめることは可能ですか。

(答) 青年の年齢要件は原則として18歳以上45歳未満です。やむを得ない事情等は個別ケースでの判断になるため、予め青年の年齢要件を50歳未満に設定することはできません。

問4 1 市町村の青年等就農計画の審査体制について、構成員として都道府県や青年農業者等育成センターの参加は必須でしょうか。

(答)

審査体制については、関係機関と相談の上、地域の状況に合わせて設定していただければよいと考えます。

問4 2 青年等就農計画を変更する際、市町村による変更の認定を必要とする項目は何ですか。

(答)

認定新規就農者が青年等就農計画を変更しようとする場合に、市町村による変更の認定を必要とする記載項目は、市町村が就農支援措置を講ずるに当たって重要なものと判断される事項として、

① 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農時における目標の営農部門

② 就農地

③ 2割以上の増減を伴う所得目標

④ 2割以上の増減を伴う年間農業従事日数

などが挙げられますが、その具体的な運用に当たっては、市町村の判断に委ねられています。

問4 3 青年就農促進法に基づき都道府県知事から就農計画の認定を受けた認定就農者が、市町村の認定新規就農者の認定を申請する場合の取扱いはどうなりますか。

(答)

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、既に都道府県知事から就農計画の認定を受けている認定就農者（以下「認定就農者」という。）が、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を希望する場合は、新たに青年等就農計画を作成し、市町村から認定を受ける必要があります。

その際、認定就農者が、都道府県知事から認定を受けている就農計画の記載内容を変更せずに青年等就農計画の認定を受けようとする場合は、その就農計画を添付すること、青年等就農計画の記載事項の多くを省略可能とするなど、簡素な手続きで申請・認定が受けられるよう措置しています。

問4 4 都道府県知事が認定した認定就農者が、青年等就農計画を申請する場合は、簡素な手続きで申請することができますが、就農計画における所得目標が、市町村基本構想の所得目標に達していない場合でも、簡素な手続きで申請された計画を認定することができますか。

(答)

都道府県知事から認定された認定就農者は、すでに都道府県において就農計画の審査を経て認定された者であること、また農業経営基盤強化促進法の基本要綱の別紙4の2（青年等就農計画の認定基準）の第1の4の（1）のとおり、青年等就農計画に記載した目標そのものを判断基準とはしていないことから、簡素な手続きにより申請・認定を受けることができます。

問4 5 青年等がA市とB市のそれぞれで青年等就農計画の認定を受け、認定新規就農者となり、その後、A市で認定農業者となった場合、どのような取扱いとなりますか。このような場合、B市においては認定新規就農者として、青年等就農資金の貸付けは可能となりますでしょうか。

(答)

A市で認定農業者となった場合、当該農業者の認定就農計画は全て失効します。このため、B市においても青年等就農資金の貸し付けはできなくなります。

問4 6 自主的に経営改善計画の認定の取下げを届け出た者から青年等就農計画の申請があった場合、青年等就農計画の認定は可能ですか。

(答)

認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手（認定農業者）に発展するような青年等の就農を促進するためのものであり、経営改善計画の認定を受けたことがある者について青年等就農計画を認定するのは、制度の趣旨に鑑みれば適当ではありません。

市町村において事務を誤ってしまった場合など特別な事情があり、経営改善計画の認定の取下げ後、青年等就農計画の認定を行う場合にあっては、経営改善計画の取下げに伴って経営改善計画は取り消しとなり、スーパー1資金の貸付対象者に該当しないこととなることから、残高がある場合には、速やかに一時償還（一括での繰上償還をいう；以下同じ）をしていただく必要があるほか、その他の認定農業者向け支援措置にも影響が生じることに御留意ください。

なお、市町村の基本構想に認定新規就農者に係る規定がなかったため、やむを得ず認定農業者となった者については、自らの意思に基づき経営改善計画を取り下げた場合、この者が農業経営開始から5年を経過していない青年等であるときは、青年等就農計画を作成・申請し、市町村からその計画の認定を受けることが可能です。

問47 両親と息子が家族経営協定を締結して共同申請によって経営改善計画の認定を受けていたが、将来息子が両親とは別に独立自営就農する予定です。この場合、息子は青年等就農計画を作成して認定を受けることは可能ですか。

(答)

上記の場合、両親について、家族経営協定及び経営改善計画の変更を行うことともに、息子が、新たに農業経営を開始する青年等であって、農業経営開始から5年を経過していない者である場合は、青年等就農計画を作成し、市町村からその計画の認定を受けることが可能です。

問48 農業経営の開始の時点について、どのように判断・確認しますか。

(答)

農業経営の開始の時点については、認定新規就農者ごとに経営開始に当たった際の具体的手続が異なるため、次の各事項に該当する時期を踏まえ総合的に判断します。

- ① 原則として、ア) 農地の取得時期、イ) 主要な資産の取得時期、ウ) 本人名義の取引開始時期のうち、最も早い時期を経営開始時期とします。
- ② 上記3要素のいずれかを満たしている場合であっても、研修中や他の事業等で常勤雇用であるなど、農業経営を開始することができない状態であると認められる場合には、その状態が終わった日の翌日(退職日の翌日等)を経営開始日とします。
- ③ 研修期間中であっても、農業経営と判断されるような農作物等の販売実績がある場合には、農業経営を開始しているものとします。ただし、研修の一環として、研修で栽培した農作物等を販売することが予め計画されている場合など合理的な理由がある場合を除きます。
- ④ 青色申告承認申請書を提出した場合であって、申請書に記載した事業開始日と①の時期より早いときは、申請書に記載した事業開始日を農業経営開始日とします。
- ⑤ その他、農業所得の申告状況や相続の発生日等を踏まえ、農業経営の開始時期を設定します。

また、上記確認については、次のいずれかの方法により行うこととします。

- ① 農地基本台帳又は農地の売買・賃借の契約書の写しにより確認
 - ② 農業機械・施設の売買・賃借の賃借契約の契約書や購入の際の領収書、固定資産台帳等の写しにより確認
 - ③ 資材の購入や農業経営の準備等の契約書や購入の際の領収書により確認
- 一方で、新規就農者の中には、農地や中古機械・施設等を、売方の都合に合わせて研修期間中等に購入せざるを得ないという事例も見られるため、このような新規就農者に支障を来さないよう、市町村において個別事例ごとに弾力的に判断することとすることが必要です。

問49 青年等就農計画は経営開始前から申請することができますが、農地中間管理機構から農地を借り受けて農業経営をはじめめる場合、認定に際しては農地中間管理機構の手続きがどの段階まで進めば認定できますか。

(答)

青年等就農計画の認定に際しては、農地確保の見込みがついている状況であることが望ましいことから、

① 農用地利用配分計画により賃借権の設定等が行われる場合、農地中間管理機構が都道府県知事あてに当該計画に係る認可の申請を行うことが確定と見込まれた時

② 農用地利用集積計画一括方式により賃借権の設定等が行われる場合、市町村が当該計画を定めることが確定と見込まれた時

が、認定判断の一つの目安になると考えます。なお、農業経営の開始にあたって設備投資が必要な場合もことから、農用地の出し手と新規就農者との間で権利移動の合意がとれたことをもって農地確保の見込みがついたとして認定審査を進めることを妨げるものではありません。ただし、農業経営開始前に認定を受ける場合、青年等就農計画の有効期間は認定日から5年であることについて、御留意ください。

問50 青年等就農計画の達成状況の確認はどのように行うのでしょうか。

(答)

認定新規就農者は、自らの計画に記載された目標について農業経営指標に基づき自己チェックを毎年行い、その結果を市町村へ報告することとなっています。その際、通帳及び帳簿等の写し等必要書類も併せて提出するなど経営管理の状況も市町村へ提出することとなっています。

市町村は、チェック結果等本人からの報告を踏まえ、必要な場合には、都道府県、農協、農業委員会、日本政策金融公庫、青年農業者等育成センター等と連携し当該認定新規就農者の経営状況の把握や指導・助言等を実施します。

問51 農業経営指標に代えて新たに規定された「青年等就農計画の達成状況」に係る報告」によるフォローアップの趣旨、実施方法を教えてください。

(答)

新規就農者を対象にした「新規就農者の就業実態に関する調査結果一平成28年度一(一般社団法人全国農業会議所・全国新規就業相談センター調べ)」によると、「農業所得では生計は成り立っていない」と答えた者は、新規参入者で約76%、親元就農者で69%となっています。また、現在直面している課題については回答が多岐に「所得が少くない」「技術の未熟さ」「設備投資資金の不足」「労働力不足(働きたいが足りない)」「運転資金の不足」「栽培計画・段取りがうまくいかない」などになっており、経営が不安定な創業期の新規就農者に対しては、市町村や関係機関のフォローアップが重要であると考えられています。

他方、これまで農業経営基盤強化促進法の基本要綱で規定していた農業経営指標の自己チェックは、認定農業者等の自主的な経営改善を促す仕組みとして導入されたものです。認定農業者等がシステムをダウンロードし分析結果を提出する負担が大きくなり実施状況が低調でした。また、農業次世代人材投資事業の経営開始型の採択者においては「経営・技術」「営農資金」「農地」のサポートが義務付けられるなか、これと同要綱で規定されたフオロアアップが二重になっている市町村も見受けられました。

このため、農業経営指標による自己チェックは廃止し、新たに農業次世代人材投資事業の経営開始型の非採択者を対象とした「青年等就農計画の達成状況等に係る報告」によるフオロアアップを規定しました。

このフオロアアップ規定の趣旨は、不安的な創業期に認定新規就農者が助言等を得る機会を作るものです。また、基本要綱において示している農業者が市町村に「青年等就農計画の達成状況に係る報告」を提出し、市町村が「青年等就農計画の達成状況等に係るチェックリスト」により経営状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携して助言・指導をするというフオロアアップ方法は例示に過ぎません。例えば、経営状況が順調な認定新規就農者に対しては、相談したいことがないかを聞き取り、必要に応じて助言するだけにするなどフオロアアップ方法を工夫することは差し支えありません。

例示したフオロアアップ方法にとらわれないこととなく、現実的に実施可能で、認定新規就農者の定着・経営発展に役に立つフオロアアップを各市町村で実施してくだ

(青年等就農資金関係)

問52 青年等就農資金を借り受けるための手続きはどのようなものになっていますか。

(答)

資金計画については、経営改善資金計画に青年等就農資金を位置づけ、スーパーL資金と概ね同様の手続き・審査体制を用い、特別融資制度推進会議で審査・認定を行うこととしています。

ただし、認定新規就農者に対する資金である①青年等就農資金（借入額3,700万円以内）、②経営体育成強化資金、③農業近代化資金の特例措置に限った審査手続きとして、指導農業者（これに類するものを含む。）等が作成する「意見書」及び市町村が作成する「確認書」、または市町村（普及指導センター）が作成する「意見書」が付された申請については、原則として、資金貸付けの審査・認定事務を融資機関に委任できることとしています。

問53 青年等就農資金の貸付対象となる経費はどのような経費ですか。

(答)

青年等就農資金の貸付対象となる経費は、

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開業費等の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 厩舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

などの農業経営の開始に必要な経費です。

問54 農業機械のリース料や中古品を購入する場合は貸付対象となりますか。

(答)

青年等就農資金については、認定新規就農者が農業経営を開始するのに必要な資金を貸し付けるものであり、原則として土地の購入費以外の農業経営に直接必要となる経費を貸付対象としています。従って、農業機械・施設のリース料も貸付対象となります。

また、中古品も貸付対象となりますが、中古品については、中古品のメンテナンステナンスや残存耐用年数等、新品を購入する場合は異なる事情がありますのでご留意願います。

問55 青年等就農資金について、特定高性能農業機械の導入に際し、都道府県が定める経営規模の下限面積を参考とする必要がありますか。

(答)

青年等就農資金による特定高性能農業機械の導入に際しては、同機械の利用規模の下限面積のみをもって判断することなく、利用の効率性を総合的に検討し、借入希望者の計画達成に資するものであるか経営全体から総合的に判断願います。

問56 貸付対象経費には、農業共済に加入した場合の共済掛金は含まれますか。

(答)

青年等就農資金は、農地又は採草放牧地の取得に必要な経費を除き、認定新規就農者が農業経営を開始するのに必要な経費を対象としております。
農業共済は、農業者が自然災害等不慮の事故に因って被る損失を補填して農業経営の安定を図るための損害保険の一つであり、農業共済の掛金等加入経費は、農業経営費に該当するものと考えます。
このため、農業共済への加入経費は、農業経営を開始するのに必要な経費として青年等就農資金の貸付対象経費とすることが可能です。

問57 青年等就農資金において運転資金の認められる範囲を教えてください。
畜産・果樹以外の種苗、肥料、農業等の短期運転資金に係る貸付けもできますか。また、運転資金の貸付けは就農初年度に限られるものですか。

(答)

畜産・果樹以外の水稲などの作目においても、種苗、肥料、農業等の経費に対する貸付けは可能です。ただし、公庫は資金繰りのための短期返済(1年以内)の運転資金は貸付対象としませんが、経営開始や規模拡大などに伴う長期返済の運転資金を貸付対象とします。

また、就農初年度に限らず計画期間中(経営開始から5年間)の長期運転資金の利用は可能となります。なお、申請者が判断に迷った場合は、必ず公庫に照会するようにご指導願います。

問58 貸付対象には、農産加工や直売のための施設・機械の購入に要する経費は含まれますか。

(答)

青年等就農資金は、認定新規就農者が農業経営を開始するのに必要な資金とされており、この場合の「農業経営」の範囲の中には、農産加工や直売等の行為が全く排除されるものではなく、農業生産と一体的に行われ、かつ、当該農業生産を行うに当たり附帯的に導入することが必要となる農産加工、直売が一部含まれるものと考えられます。

問59 農家後継者が親族と同じ作目で新たに部門経営を開始する場合、貸付対象となりますか。

(答)

自らが行う農業経営についての収支を明らかにし、親族の経営との区分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座を開設する必要があります。

問60 実質無担保・無保証人による貸付けとはどのようなものですか。

(答)

実質無担保・無保証人による貸付けとは、原則として、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は徴求しない貸付けになります。

問61 貸付金額の最低金額はありますか。また、何円単位まで貸し付けることができますか。

(答)

貸付金額の最低金額は、50万円となります。また、原則として万円単位の貸付けとなります。

問62 青年等就農資金を補助残融資のために貸し付けることができますか。

(答)

青年等就農資金は、無利子貸付制度であり、補助金と一般営農資金の中間的な役割を担っています。したがって、青年等就農資金を補助残融資(各種国庫補助対象経費のうち、当該補助金の残額に対する資金の貸付け)として使用することは二重補助的な意味を持つものであり、資金の貸付けはできません。

なお、青年等就農資金をもって実施する事業に対する都道府県、市町村等による自己負担分(貸付残額)に対する助成は差し支えないものとします。

問63 青年等就農資金は経営改善資金計画の認定前に着工した事業に対して、貸し付けることができますか。

(答)

青年等就農資金は、既に認定新規就農者となった者が借り受けけるものであることから、事業の着工は、資金の交付又は貸付決定通知を受けてから行うことを原則としています。やむを得ずそれより前に事業を着工しなければならない特別な事情がある場合は、事前に融資機関に相談の上で、事前着工することが可能です。ただし、融資審査の結果、貸付けを行えない場合もあることに留意が必要です。

問 6 4 借入希望者が未成年の場合の取扱いはいはどのようになりますか。

(答)

未成年が資金の借受け等を行う場合には、民法の規定により、法定代理人の同意を得ることが必要です。
このため、本資金の貸付けに当たっては、親権者（法定代理人）から同意書の提出を受けた上で借入希望者に対して融資を行うこととなります。

問 6 5 青年等就農資金について、使用実績を報告させますか。

(答)

完成した事業内容と事業費の支払実績を日本政策金融公庫に報告する必要があります。

問 6 6 青年等就農資金の目的外使用についての判断はどのように判断しますか。

(答)

取扱金融機関が法令に定める青年等就農資金の用途に合致しているかどうかを確認し、目的外使用が認められた場合、流用相当額あるいは貸付全額を期限前に繰り上げて償還いただくこととなります。
使用目的が公庫資金の融資対象として適当かどうかについて疑問がある場合は、事前に必ず取扱金融機関に相談してください。

問 6 7 認定新規就農者が経営体育強化資金を借り入れる場合の特例措置はどのようなものですか。

(答)

資金用途が農地等取得であり、1,000万円までのものに対し融資率（80%→100%）及び据置期間（3年以内→5年以内）の特例措置があります。

問 6 8 認定新規就農者が農業近代化資金を借り入れる場合の特例措置はどのようなものですか。

(答)

据置期間を原則3年以内から5年以内に延長するとともに、償還期限を原則15年以内から17年以内に延長する特例措置があります。

問 6 9 青年等就農資金の融資を受けた後に、青年等が認定農業者の認定を受けた場合は、一時償還の対象になりますか。

(答)

青年等就農計画の有効期間内に経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、経営改善計画の認定の日をもって、当該青年等就農計画の効力を失いますが一時償還の対象となりません。

問 7 0 認定上望ましいとされているの年間農業従事日数150日以上の確認はどうすればよいですか。150日未満になると一時償還をしなければなりませんか。

(答)

必要に応じて普及指導センター等地元関係機関の協力を得ながら確認することが適当です。

また、150日未満であってもただちに一時償還する必要はありませんが、普段の就業状態から青年等就農計画に従って必要な措置を講じていない場合は、市町村が判断し青年等就農計画の認定取消が行われ、一時償還の対象となります。

問 7 1 青年等就農資金の取扱いはどうなりますか。

(答)

認定新規就農者が、離農するなど青年等就農計画に従って必要な措置を講じていない場合、青年等就農計画の認定取消が行われ、一時償還の対象となります。

問 7 2 青年等就農計画の認定を受けた法人が、認定要件を満たさなくなつて青年等就農計画の認定取消を受けた場合、借り入れしている青年等就農資金は一時償還の対象となるのでしょうか。

(答)

青年等就農計画が取り消された場合は、一時償還の対象となります。

問 7 3 農業経営を開始した青年等の死亡等のやむを得ない事情で離農した場合、一時償還を求めますか。

(答)

就農した青年等が不慮の事故や病気で死亡した場合、「正当な理由がなく貸し付けの条件に違反」とまで言えないことから、一時償還の事由に該当しません。

問 7 4 耐用年数が過ぎた施設等を処分する場合は、融資機関への報告等が必要ですか。その場合、借り受けた資金の残額を一時償還する必要がありますか。

(答)

青年等就農資金の償還期間中において、融資対象物の処分をする場合は、融資機関への報告等が必要になります。資金の取り扱いについては、融資機関に相談願います。

問 7 5 青年等就農計画の有効期間中に、個人の経営を中止し法人の経営に参画する場合、借り受け受けた資金の残額を一時償還する必要がありますか。

(答) 個人の経営が中止されて青年等就農計画の認定が取り消しとなる場合、借り受けた青年等就農資金の残額は、原則として、一時償還の対象となりますが、個人の経営を法人が継承する場合には、一時償還せずに資金の残額を法人が引き受ける場合もありますので、資金の取り扱いについては融資機関に相談願います。

問 7 6 就農後5年が経過した時点で、個人の経営を中止し法人の経営に参画する場合、借り受け受けた資金の残額を一時償還する必要がありますか。

(答) 個人の青年等就農計画の有効期間の満了後において、このような事例が生じた場合は、資金の取り扱いについて融資機関に相談願います。

問 7 7 就農支援資金(廃止された青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく資金)の貸付残高がある場合、青年等就農資金の貸付けに影響がありますか。

(答) 青年等就農資金の貸付限度額が、就農支援資金の施設等資金の貸付残高を引き下げられます。

問 7 8 経営改善資金計画の作成指導は、旧就農支援資金制度と同様に都道府県の普及組織が行うのでしょうか。

(答) 経営改善資金計画は申請者本人が作成することが基本ですが、新規就農者の確保・定着のため、事前指導や就農後のフォローアップ等の支援が重要であることから、旧就農支援資金制度と同様に、都道府県の普及組織が積極的な指導・助言を行うようお願いいたします。

問 7 9 特認の融資を受けるための要件は何ですか。

(答) 特認の融資要件は、次の(1)～(3)の全てを満たす必要があります。

(1) 認定新規就農者の認定就農計画における農業所得の目標が当該認定新規就農者の所在する地域の平均以上であること

(2) 農業の技術又は経営方法を実地に習得するため、都道府県知事の認定を受けた指導農業士(これに類するものを含む。)又は認定農業者が主宰する農業に年間150日以上従事した年が2年以上あること。もしくは、指導農業士(これに類するものを含む。)又は認定農業者が主宰する農業への従事期間が1年以上あり、農業高等学校等の農業経営者育成教育機関における研修と通算して2年以上あること

(3) 指導農業士(これに類するものを含む。)等から農業の技術及び経営方法を習得したと認められる旨の意見書(農業経営改善関係資金基本要綱別紙2の(5)の①)が提出されていること

問 8 0 特認の要件である「認定就農計画における農業所得の目標が当該認定新規就農者の所在する地域の平均以上」とは、どのように判断するのですか。

(答) 認定就農計画における農業所得の目標については、各認定新規就農者の目標の設定状況を踏まえ、地域の平均については市町村で定める基本構想における目標値に近い数値となることから、原則として、市町村で定める基本構想の認定新規就農者の目標農業所得を基準に判断することとします。

ただし、当該市町村で定める基本構想の認定新規就農者の目標農業所得が周辺市町村と比べて極端に高い場合など基本構想の目標農業所得を地域の平均とすることが難しい場合には、周辺市町村の認定新規就農者の目標農業所得の平均や都道府県で定める基本方針の目標農業所得を基準にすることも可能です。

問 8 1 「農業高等学校等の農業経営者育成教育機関」は、どのような機関が対象となるのですか。

(答) 研修カリキュラム等からみて、経営改善資金計画書の営農計画を行うための基本的な技術・知識を身につけさせられる研修を行っている機関を対象とし、推進会議で経営改善資金計画の審査をする過程で判断して下さい。

問 8 2 特認の融資を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

(答) 特認の融資を受けようとする認定新規就農者は、経営改善資金計画書に併せて認定就農計画の写し、青年等就農計画認定書の写し、指導農業士(これに類するものを含む。)等から提出された「認定新規就農者の貸付に関する意見書」(農業経営改善関係資金基本要綱別紙2の(5)の①)を添付して窓口機関に提出する必要があります。(青年等就農資金の貸付手続の流れ(特認限度額)参照)

問83 特認の融資を受ける場合、農業の技術又は経営方法を実地に習得するため、指導農業者（これに類するものを含む。）又は認定農業者が主宰する農業に従事した期間、農業大学校等の農業経営者育成教育機関における研修期間はどのような期間に確認するのですか。

(答)

経営改善資金計画書に併せて提出された認定就農計画における技術・知識の習得状況の内容及び添付された研修カリキュラム等で確認します。

このため、青年等就農計画書の作成の際には技術・知識の習得状況の欄を必ず記載するよう指導して下さい。既に青年等就農計画の認定を受けており、認定就農計画書の技術・知識の習得状況の記載がない場合は、これと同様の内容が分かる書類で確認して下さい。

問84 意見書を作成する「都道府県知事の認定を受けた指導農業者（これに類するものを含む。）等」とはどのような人のことですか。

(答)

認定新規就農者が農業の技術又は経営方法を習得するための研修先である、都道府県知事の認定を受けた指導農業者（これに類するものを含む。）や認定農業者を想定しています。

なお、このほかに当該認定新規就農者の研修状況及び技術力や経営力について把握ができる県の普及指導センター、就農支援を行っているNNPO法人なども意見書を作成することが可能と想定しています。

問85 特認の融資を受ける場合、指導農業者（これに類するものを含む。）等から提出する意見書はどのように記載すればいいのですか。

(答)

認定新規就農者の貸付けに関する意見書については、指導農業者（これに類するものを含む。）等から見て、研修等により認定新規就農者が習得した技術及び経営方法等により、当該認定新規就農者が申請した経営改善資金計画書や青年等就農計画の内容等の実現が可能かどうかをともに記載をお願いします。

問86 認定新規就農者である法人について、特認の要件である2年以上の研修は、どのようにに判定するのですか。

(答)

認定新規就農者の法人要件を満たす役員のうち、少なくとも1名が個人に課せられる特認の研修要件を満たす場合は、当該法人を特認の対象とさせていただきます。

問87 「農業の技術又は経営方法を実地に習得するため、指導農業者（これに類するものを含む。）又は認定農業者が主宰する農業に年間150日以上従事した年が2年以上」という特認を受ける場合の要件があるのはどうしてですか。

(答)

一般の貸付限度額3,700万円を超える額を特認として認めることから、特認を利用した青年等就農計画の達成可能性及び青年等就農資金の償還確実性を高めるためには、技術力及び経営力を一定以上身につけている必要があると考えられることから年間150日以上従事した年が2年以上の実地研修経験が必要とされています。

問88 指導農業者（これに類するものを含む。）又は認定農業者以外が主宰する農業に年間150日以上従事した年が2年以上の場合、どのようにして特認の対象とはならないのですか。

(答)

特認を認めるための要件の研修先であることから、行政機関からの認定を受けた指導農業者（都道府県認定）、認定農業者（市町村認定）のみを研修先として認めています。

(特別融資制度推進会議関係)

問89 認定新規就農者が、青年等就農資金、経営体育成強化資金及び農業近代化資金を借り入れる場合、経営改善資金計画を作成し、特別融資制度推進会議の場で認定を受ける必要はありますか。

(答)

認定新規就農者を貸付対象者とする農業近代化資金等にも適用されます。

問90 窓口機関から都道府県への意見書の作成依頼については、どのような事務となるりますか。公文書での依頼となりますか。

(答)

窓口機関から都道府県への意見書の作成依頼については、公文書による依頼が望ましいと考えます。

問91 青年等就農資金を借りる際の特別融資制度推進会議において、意見書が付けられなかった場合は文書協議となると思われませんが、「会議方式により審査を行うのは意見書が付けられなかった場合に限り」とあります。意見書が付けられなかった場合、文書協議と会議方式の両方が記載されているが、どのような取扱いをすれば良いのですか。

(答) 認定新規就農者を対象とする資金の貸付けにおいて意見書が付されなかった場合は、文書持回り方式又は会議方式によることとしています。
この場合、会議方式を必要最小限に留めるようにするため、「青年等の就農促進の観点から、構成機関が意見書の内容について特に慎重な審査を要すると判断して会議方式で行うこととの要請を行った場合」以外は、文書持回り方式で審査を行っても差し支えありません。

問92 認定新規就農者に係る融資案件のうち、推進会議による会議方式での審査について、計画達成の見込みに疑義がある旨の意見書が添付されている場合でも関係機関から会議開催の要請がなかった場合は、持回り方式の審査でもよいですか。

(答) 文書持回り方式の審査でも良いです。

問93 青年等就農資金の貸付けにおいて、経営改善資金計画が認定され、同計画における貸付け時期が複数回ある場合、その都度審査を行う必要がありますか。

(答) 例えば、初年度及び3年目に資金の貸付けを行う内容の経営改善資金計画が認定されたケースでは、計画に変更がない場合は、3年目に改めて行政認定に伴う関係機関による審査を行う必要はありません。(ただし、公庫における金融審査(返済が滞っていないか等)は行われます。)

問94 特別融資制度推進会議の運営について、会議方式での審議を選ぶことは可能ですか。

(答) 認定新規就農者に対する資金である青年等就農資金、経営体育成強化資金及び農業近代化資金の特例措置の審査手続きについては、意見書を前提とした融資機関への事務委任が望ましいと考えますが、地域の実情に応じて特別融資制度推進会議での会議方式を選ぶこともできることとしていきます。

問95 果が全くまたはほとんど関与していない新規就農者も存在するため、果の意見書作成が困難な場合が生じることが想定されますが、窓口機関から依頼を受けた果は必ず意見書を作成しなければならぬですか。

(答) 意見書が付されないと考えられるケースは、新規就農者が誰にも相談・指導を受けないで計画を作成・申請するような場合を想定しています。
ただし、この場合においても、都道府県は新規就農者に開取り等を行うことで意

見書を作成することが望ましいと考えます。
実際には、新規就農者は普及指導センター等から指導等を受けていると考えますので、意見書が付される場合が大宗を占めるものと考えます。

問96 都道府県における意見書作成の責任範囲はどこまでなのか。(意見書で「経営改善資金計画を達成する見込みがある」としたときに返済不能となった場合の責任の所在)

(答) 意見書は経営改善資金計画の審査・認定事務を融資機関に事務委任できるか否かを判断するためのものです。
融資判断の責任は公庫にあり、農業者等が返済できなくなった場合であっても、意見書を作成した機関に責任が及ぶものではありません。

問97 認定新規就農者が指導等を受けている指導農業者(これに類するものを含む。)等から意見書の交付を受けている場合は、この意見書を経営改善資金計画書等と併せて窓口機関に提出するものとされていますが、指導農業者(これに類するものを含む。)等からの意見書を求めると規定された背景はどのようなものですか。

(答) 都道府県説明会においても、意見書作成機関について都道府県以外でも意見書を作成できることが望ましい旨意見をいただいております。就農支援の実績があり、新規就農者の指導等を行うことができる指導農業者(これに類するものを含む。)等も意見書を作成できることが望ましいと判断したためです。
ただし、指導農業者(これに類するものを含む。)等が作成する意見書については、その内容の適性を担保するため都道府県による確認書を付すこととしたところで

問98 「指導農業者(これに類するものを含む。)等から農業経営の指導等を受けている」というのはどのくらいの指導なのか。

(答) 新たに農業経営を開始しようとする青年等が青年等就農計画を達成できると見込める程度の研修指導等を想定していきます。

問99 新たに農業経営を開始しようとする青年等に指導をしている指導農業者(これに類するものを含む。)等は必ず意見書を交付しないといけないのですか。

(答) 意見書の作成は、原則は都道府県が作成するものと考えています。
指導農業者(これに類するものを含む。)等による意見書作成は、指導農業者(こ

れに類するものを含む。)等が自ら指導等を行っている新規就農者が独立自営後も継続して指導等を行うという自発的な取組みの一環として意見書を作成することを想定しています。

なお、都道府県で意見書を作成する場合は、指導農業者(これに類するものを含む。)等の意見書は不要です。

問100 都道府県が自らの意見書に代えて指導農業者(これに類するものを含む。)等の意見書が適切であると判断する場合は、(確認書)を提出できる基準)はどのようなものですか。

(答)

都道府県において、意見書を作成する指導農業者(これに類するものを含む。)等の人格・能力等から見ても適切であるか確認することとしています。

その判断基準については、農業次世代人材投資資金(準備型)(旧青年就農給付金(準備型))の研修機関を認定するものと同等になると考え、①過去に就農支援の実績がある、②就農後も継続して指導等を行うよう指導農業者・先進農家・農業法人などであれば意見書を作成する機関として適切であると考

えています。ただし、指導農業者(これに類するものを含む。)等による意見書が既に提出されている場合は、都道府県はその意見書を確認した結果、問題がなければ自ら作成する意見書に代えて確認書を付すことが可能であり、必要があれば都道府県は自ら意見書を作成することもできます。

問101 青年等就農資金について、経営改善資金計画の認定等に関する事務の委任を受けた公庫から特別融資制度推進会議への経営改善資金計画の認定報告の際、意見書の添付は必要ですか。

(答)

公庫が認定等に関する事務の委任を受けて経営改善資金計画を認定する場合は、意見書の写しを公庫から特別融資制度推進会議に提供することは必須ではありません。都道府県、公庫支店及び特別融資制度推進会議の関係機関で相談し、特別融資制度推進会議設置要領等で規定していただければよいと考えます。

問102 借入者が特認の利用を希望する場合に、窓口機関から指導農業者(これに類するものを含む。)等に意見書の作成を依頼する必要があるのですか。

(答)

特認を利用する際の意見書は、借入希望者が自ら指導農業者(これに類するものを含む。)等に依頼して準備すべきものですので、窓口機関から直接指導農業者(これに類するものを含む。)等に意見書の作成を依頼する必要はありません。

問103 特認の利用を希望する場合の、窓口機関の手続きを教えてください。

(答)

特認については、貸付限度額3,700万円を超える額を特認として認めることから、青年等就農計画の達成の可能性、青年等就農資金の償還確実性を高めるためには、地域の関係機関の指導・関与が重要となります。

借入希望者から経営改善資金計画書類の提出を受けた後、窓口機関では、事務委任方式ではなく、慎重な審査が必要となることから、文書持回り方式または会議方式による審査・認定を行うこととしています。

このため、窓口機関は都道府県等への問合せを省略することができ

ます。なお、推進会議の運営方法については、他の審査・認定と同様に、極力案件ごと融資機関への文書持回り方式により処理を行うこととしていますが、意見書の内容等について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合は、会議方式を選ぶこともできることとしています。

(青年等就農資金の貸付手続の流れ(特認限度額)参照)

(青年等就農資金債務保証事業)

問104 青年等就農資金を農協転貸で借りることとした場合、基金協会の債務保証は受けられますか。

(答)

青年等就農資金については公庫からの直貸のほか、農協等民間金融機関からの転貸による貸付けも可能としており、転貸の場合には基金協会の保証の対象となり

ます。問105 新規就農者については農協の組合員となっていない場合がありますが、このような者は、基金協会の債務保証を受けられますか。また、信用基金の保証保険の対象となりますか。

(答)

基金協会の債務保証の対象者は、会員たる農業者等(その者が農協である場合は、その組合員も含む)となっています。

従って、新規就農者については、①自ら基金協会に出資を行いその会員となるか、②農地の所在地において農協組合員となるか(この場合、基金協会への直接出資は不要です)のいずれかの方法により、基金協会の債務保証を受けることが可能です。また、信用基金の保証保険の対象にもなっています。

問106 農業近代化資金を認定新規就農者に貸し付ける場合、農業信用基金協会の保証は、担保又は連帯保証人等が必要ですか。一定額まで担保又は第三者の連帯保証なしで保証が行えるならば、考え方を示してください。

(答)

農業の担い手の育成に資する資金(農業近代化資金、青年等就農資金等)については、農業信用基金協会において無担保・無保証人として引き受けることにより高まるリスク部分に係る都道府県からの助成措置を、平成17年度からの税源移譲後も引き続き措置していただくよう各都道府県に通知しているところである。

そのため、農業近代化資金に係る債務保証については、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで農業信用基金協会は保証を引き受ける措置を講じているところである。

問107 青年等就農資金に係る求償権の償却が発生した場合、国の債務保証事業からの補填と都道府県による特別準備金からの補填の関係はどうか。

(答)

青年等就農資金債務保証事業については、国費補填と都道府県の特別準備金との関係は規定はしていないので、各基金協会と適切に判断願います。

ただし、当年度予算により青年等就農資金債務保証事業の国費補填分は当年度の貸付けに対して、その償還が終わるまでの期間を保証するものであることから、当年度において貸付けを引き受けなかった場合は不用額となり国庫へ返還となりま

(旧就農支援資金)

問108 旧就農支援資金について、資金利用計画は就農前の施設等資金の借入時に作成するため、現在研修中の者は資金利用計画を未作成であることが多

い。これらの者については、法施行後であっても、新たに資金利用計画を作成すること、経過措置による施設等資金を借り入れられることが可能でしょうか。

(答)

認定就農計画の変更が伴うものでなければ、資金利用計画を新たに作成して施設等資金を借り入れることができます。

問109 法施行後は就農計画の変更が不可となりますが、資金利用計画は経営開始5年間の資金利用時に新規承認や変更承認を行うものであることから、法施行後であっても就農計画と整合性のある新規の承認や変更の承認を行えるのでしょうか。

(答)

法施行後であっても就農計画と整合性のある新規承認、変更承認を行うことができます。

なお、事業費又は就農支援資金の借入額の20%以内の増減については、軽微な変更として計画変更は不要です。

また、事業費又は就農支援資金の借入額の20%を超える増減を伴う変更について

は、設備投資内容に変更がなく、就農計画の目標達成に影響を与えないことを前提として、事業費減額又は就農支援資金の借入額減額の変更に限って変更承認を行えることとします。

問110 基本構想策定前に認定された就農計画において、2年間の研修を経て、平成27年4月に就農しようとする者が就農時に就農施設等資金の借入を計画している場合、都道府県からの貸付けは可能でしょうか。

(答)

平成26年4月1日より青年等就農計画制度が施行されましたが、同時に旧就農計画に基づく就農支援資金のうち、

① 平成26年3月末までに申請された就農研修資金及び就農準備資金

② 市町村の基本構想策定前に申請された就農施設等資金

については、経過措置として新制度施行後も貸付けが可能です。

ただし、青年等就農資金は、①農業経営開始後も5年間は青年等就農計画の申請が可能、②借入者の利便性の向上を図っているほか、都道府県知事に就農計画を認定された認定就農者が、都道府県知事から認定を受けている就農計画の記載内容を変更せずに青年等就農計画の認定を受けようとする場合は、その就農計画を添付していただくことで、青年等就農計画の記載事項の多くを省略可能とするなど、簡素な手続きで申請・認定が受けられるよう措置しているところであり、新制度への早期移行をお願いします。

問111 都道府県及び都道府県青年農業者等育成センターの会計内において発生した貸付原資に対する利子収入(運用益)は、都道府県の就農支援資金貸付事業の終了に伴って国へ納付する必要がありますか。それとも、政府貸付金の約定償還のみを行えばよいですか。

(答)

就農支援資金貸付金は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する法律」第19条第3項で「国の貸付金は、無利子とし、(略)」と規定されています。

また、国の就農支援資金の貸付金貸付等要領第4の5項及び就農支援資金都道府県貸付金貸付等要領例で、償還時期が遅れたことによる延滞金の納付は規定されていますが、利子収入(運用益)の納付については法令上規定されていません。

このため、都道府県会計及び都道府県青年農業者等育成センター会計に属する就農支援の預託に係る利子収入について、事業終了後に残額がある場合は、国への納付は必要なく、都道府県で適切な会計処理を行うようお願いいたします。

なお、事業終了までの利子収入(運用益)の取り扱いについては、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について」第5の8に基づき、貸付けの財源又は貸付けに要する事務費(回収事務等経費)に充てるなど適切に対処願います。

問112 違約金から発生した運用益（利子収入）は国へ納付する必要が
ありますか。

(答)

都道府県青年農業者育成センター、農協・銀行等の金融機関は資金の借受者である認定就農者等が支払期日に償還金を支払わなかった場合には、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する法律」第10条に基づき年12.25%の割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収することとなり、違約金を徴収した場合、速やかに都道府県に納付するよう国が例示する就農支援資金都道府県貸付金貸付等要領例（以下「要領例」という。）第3の12で規定しています。

国と都道府県の間では政府貸付金の償還の他、就農支援資金国の貸付金貸付等要領第4の5項及び要領例で、償還時期が遅れたことによる延滞金を納付することは規定されていますが、違約金及び違約金から発生する利子収入（運用益）の納付については法令上規定されていません。

このため、違約金から発生する利子収入（運用益）について、事業終了後に残額がある場合は、国への納付は必要なく、都道府県で適切な会計処理を行うようお願いいたします。

なお、事業終了までの利子収入（運用益）の取り扱いについては、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について」第5の8に基づき、貸付けの財源又は貸付けに要する事務費（回収事務等経費）に充てられるなど適切に対応願います。